

## 神奈川県県営住宅団地パトロール実施要綱

平成20年4月1日

令和4年4月1日 改正

### (目的)

第一条 この要項は、神奈川県が管理する県営住宅団地の、施設等の安全と機能を常に最良の状態に維持することを目的とする。

### (パトロールの区分)

第二条 パトロールは、平常時、異常時、定期及びその他の四区分とし、別表1に定めるとおりとする。

### (パトロール実施計画)

第三条 指定管理者は、第二条の区分により受託管内の状況に適したパトロール実施計画書（以下「実施計画」という）を作成し、年度当初に住宅営繕事務所長へ提出するものとする。なお、定期パトロールは、温度や湿度等を勘案の上、空き住戸のカビ発生を極力抑制できるよう、必要な回数を計画するものとする。

### (実施計画内容)

第四条 実施計画には、順路、時期、要員、車両等整備、点検事項、緊急時の措置及び報告等必要事項を定めるものとする。

### (パトロール要員)

第五条 パトロールは、パトロール要員1名以上と車両運転員をもって実施するものとする。

### (点検事項及び施設)

第六条 パトロールにおける点検事項及び施設は、概ね別表2に定めるとおりとする。

### (携行備品等)

第七条 パトロールを実施するときには、次に掲げる備品及び資材等を携行するものとする。

- (1) カメラ
- (2) 探照灯（懐中電灯等）
- (3) 防護施設器材（バリケード、セーフティーコーン等）
- (4) ポール
- (5) 掘削器具（スコップ等）
- (6) 測定器具（巻尺等）
- (7) パトロール日誌
- (8) パトロール経路図
- (9) その他、必要な物

**(パトロール要員の業務)**

第八条 パトロール要員は、実施計画に基づき、パトロールを実施し、主として次の業務を行うものとする。

- (1) 点検 実施計画に定めた点検事項を点検調査する。
- (2) 措置 緊急事態等においては、必要な措置をとるものとし、住宅営繕事務所に報告を行う。
- (3) 報告 パトロール実施後、パトロール日誌を作成し、必要に応じ住宅営繕事務所に報告する。

別表 1

パトロール区分表

平常時パトロール	平常時に行うパトロール
異常時パトロール	台風：台風が神奈川県内に影響を及ぼし被害が予想されるとき。 地震：団地所在の市町村で、震度4以上観測したとき。 雪寒：積雪及び凍結により路面等が危険と思われるとき。
<u>定期パトロール</u>	<u>空き住戸等県有財産の管理状況に関して定期的</u> に実施する <u>パトロール</u>
その他パトロール	その他必要な事項が生じた時

別表2

## パトロール点検事項

点検対象	点検内容
路面	歩車道 路面の凹凸 破損汚損 排水 路肩 凍結等
のり面	崩落 落石防止柵・防止網 湧水等
擁壁	基礎の洗掘 クラック はらみ等
排水施設	側溝 管渠 暗渠 甲蓋 グレーチング
支柱類	標識照明灯、遊具などの支柱
遊具	破損・腐食状況
安全施設	ガードレール 転落防止柵 横断防止柵 防護柵 道路区画線 遊水池等
占用	占用物の状況 不法占用の有無
橋梁	橋台・橋脚の洗掘、クラック 継ぎ手部 高欄
<u>空き住戸（定期パトロールに限る）</u>	<u>空室内の汚損状況、空室内換気（1回15分以上）の実施</u>
<u>県有地及び境界（定期パトロールに限る）</u>	<u>スズメバチの巣等危険物の有無、不法投棄された廃棄物の有無、県有地及び境界付近の管理状況</u>
その他	樹木等の繁茂状況